

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目36番7号

アルテール池袋709号

Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: zenshiren@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページからもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を [Facebook](https://www.facebook.com/ZENSHIREN) <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

障害者グループホームの定義変更

～厚生労働省

厚生労働省は6月13日、障害者総合支援法の見直しに関連し、グループホーム（以下GH）の定義を改める方針を固めた。入居者の1人暮らしに向けた支援や、GHから退居した後の相談支援を含むことを法律上明確にする。また、1人暮らしを望む人に特化した、入居期限付きのGHの新類型を障害報酬に位置付ける。住居という性格が薄まることになり、GHは大きな転換期を迎える。

同日の社会保障審議会障害者部会の報告書案に盛り込み、了承された。精神保健福祉法など一括して障害者総合支援法の改正法案を秋の臨時国会に提出する。

同部会が最重要課題としたのはGHを含む居住支援だ。GHをめぐっては、1人暮らしへの移行を希望する人が特に精神障害者に多いとする意見が上がり、そうした支援に特化した類型を設ける方向で議論が進んだ。

GHの定義を変えるかは不明だったが、報告書は現在の定義（住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行うこと）に1人暮らしへの支援と退去後の相談支援が含まれることを明確にするよう求めた。

新しい定義は現在のGHの三つの類型にも及び。新類型の創設について、事業者、障害者の家族の立場で参加する委員から「採算をとるのは難しい」「GHを出た後に、うまくいかなかった場合が心配」といった疑問の声が上がっていた。

もう1つの柱は就労支援だ。一般就労（雇用）と就労系障害福祉サービスの垣根をなくし、障害者が行き来しやすいようにする。その一環として、就労系の障害福祉サービスの利用希望者の就労能力などを評価する新サービス「就労選択支援（仮称）」を創る。

本人に事務作業などを試行してもらい、ケース会議で強みや弱みを整理し、本人の選択を支える。このサービスの利用は本人が希望する場合のみとする。

アセスメントの結果、企業などでの一般就労を望み、その能力のある人はハローワークにつなく。

また、企業での一般就労を始めた障害者が、空いた時間で就労系障害福祉サービスも利用する「併用」は、条件付きで認めることを法令上明記する。

このほか、報告書は基幹相談支援センターの設置、地域生活支援拠点の設置をそれぞれ市町村の努力義務とすることを明記した。

▼厚生労働省 社会保障審議会障害者部会▼

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126730.html

内閣府と消防庁は6月28日、避難行動要支援者名簿の作成状況調査の結果を踏まえ、都道府県に対し、個別避難計画未作成市町村の作成を促すとともに、平時から避難行動要支援者名簿の情報を提供していない市町村に、民生委員や社会福祉協議会などの避難支援関係者への提供を進めるよう要請した。

災害時に避難が必要な高齢者や障害者らの名簿作成と情報の提供は、2014年4月に施行された改正災害対策基本法で市町村に義務付けられた。個別避難計画の作成は2021年5月に市町村の努力義務とされた。

同日発表した調査結果では、調査基準日の2022年1月1日現在で1,740市区町村（全町避難が続く福島県双葉町を除く）のうち1カ所が避難行動要支援者名簿を未作成だったが、4月1日には全市区町村が作成済みになったことが分かった。個別避難計画は、策定済みと一部策定済みを合わせ1,167カ所（67%）となり、未策定は574カ所（33%）だった。

また、避難支援関係者への名簿情報は、182カ所（10%）が提供しておらず、名簿を更新たことがない市町村が15カ所あった。

情報提供している市区町村の提供先は、民生委員が94%で最も多く、消防本部80%、自主防災組織76%、社会福祉協議会74%だった。

▼総務省 避難行動要支援者名簿の作成状況調査（報道資料）▼

https://www.soumu.go.jp/main_content/000822486.pdf

福祉事業者が安否確認 災害時協定を締結 ～岐阜県美濃加茂市

災害時に避難行動要支援者となる高齢者や身体の不自由な人らの安否確認を迅速に行うため、岐阜県美濃加茂市は7月13日、介護保険・障害福祉サービス事業者と利用者の支援に関する協定を締結した。市の要請に応じて事業所が利用者の安否確認をする市独自の取り組みで、県内では初めて。

避難行動要支援者の安否確認は、市が短時間に行わなければならないが、実際には多くの時間を要するため、市が今回、市内にサービス提供事業所を有する全ての事業者に協力を求め、このうち27事業者が趣旨に賛同した。

協定の締結では安否確認のほか、自宅や避難所でのサービス提供や、施設から自宅へ帰る際に危険が伴う場合はそのまま事業所にとどまり見守りサービスを実施し、支援体制を強化する。

同市太田町の市生涯学習センターで行われた締結式には、藤井浩人市長ら約20人が出席。27事業者を代表して、めぐみの農業協同組合の山内清久代表理事組合長が「万一の時、安否確認についてしっかりと協力できるよう努力したい」とあいさつした。

内閣府は7月4日、2023年度からの第5次障害者基本計画にヤングケアラーを含む家族支援策を盛り込む考えを示した。障害者のケアを担う家族の負担を軽減するため、障害者の家事支援、短期入所といったサービスの提供体制を確保する。

日本の福祉制度は家族によるケアを前提としている。近年、子ども・若者がその負担を強いられる実態が明らかになり、このほど家族支援の具体的な内容に踏み込んだ。

同日の障害者政策委員会で基本計画案の各論として示した。同委員会は引き続き議論して年内に意見をまとめ、政府は2023年3月までに閣議決定する。

委員からはヤングケアラーという言葉が入ったことを評価しつつ、その対象を年齢で区切らないよう求める意見が上がった。

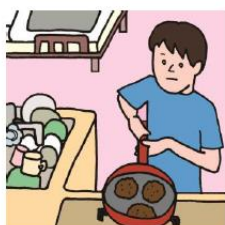
障害者基本計画は、障害者基本法に基づくもの。福祉だけではなく住まい、移動、教育、就労といった政府の施策全体を障害者の立場で点検し、達成すべき目標を定める。

ヤングケアラーとは

法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

▼厚生労働省 子どもが子どもでいられる街に▼

<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>

厚生労働省は6月17日、障害者雇用促進法に基づき企業などに義務付けている法定雇用率に関連し、週の労働時間が10～20時間未満の障害者を1人雇用した場合の実績を0.5人として算定する方針を固めた。

体調が安定しにくい精神障害者のほか、重度身体障害者、重度知的障害者に限って特例として算定を認める。算定期限は設けない。企業の都合で特例を強いられないよう、障害者本人が望んでいることなどを条件とする。

従来は「週の半分に満たない職業生活は自立とは言わない」として雇用実績に算定してこなかったが、今後は多様な就労ニーズを反映させる。

同日の労働政策審議会障害者雇用分科会がまとめた意見書に盛り込んだ。特例が適用されると、就労系の障害福祉サービスを利用する人が、空いた時間で雇用されて働く「雇用と福祉の併用」に弾みがつく。

同分科会は「雇用と福祉の連携」の強化を掲げて議論したが、意見書の内容は小幅な改正事項が目立つ。

就労移行支援事業、就労定着支援事業に従事する支援員には、福祉と雇用の両方に関する基礎的な研修（900分以内）の受講を必須とする。研修の開始時期は未定。

障害福祉サービスであり、障害者と雇用契約を結ぶ就労継続支援A型事業については、雇用率制度から外すことを議論したが、引き続きの検討課題とし、結論を先送りした。

手帳を持たない精神障害者、発達障害者、難病患者を雇用率制度の対象に含めることも同様に引き続きの検討課題とした。

「雇用と福祉の連携」の強化は、2018年夏に発覚した障害者雇用をめぐる中央省庁の水増し問題を機に議論が進んだ。

▼厚生労働省 労働政策審議会（障害者雇用分科会）▼

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-rousei_126985.html

文部科学省は6月10日、学校施設のバリアフリー化加速に向けた取り組み事例集を取りまとめた。バリアフリー法の改正などを受け作成したもので、バリアフリー化の考え方や個別事例、参考資料などを掲載している。

バリアフリー化の考え方では、ユニバーサルデザインの考え方を念頭に計画的にバリアフリー化を目指すことや、建物内部だけでなく屋外の経路も含めてバリアフリー化する重要性を指摘。地域防災拠点としての役割も果たすよう求めた。

個別事例では、各階の一般トイレを広く作り、その内部に車いすでも利用できるトイレを整備した東京都町田市の町田第一中学校など11自治体19学校の事例を掲載。バリアフリー化を中長期的な計画に反映させ、国の財政支援制度を積極的に活用することなどが大切だとした。

▼文部科学省 学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集▼

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/mext_00004.html

新しい生活様式の熱中症予防行動

熱中症は気温が高いなどの環境下で、体温調節の機能がうまく働かず、体内に熱がこもってしまうことで起こります。小さな子どもや高齢者、病気の方などは特に熱中症になりやすいため注意が必要です。

新型コロナウイルスの出現に伴い、今後は、一人一人が感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を実践することが求められています。

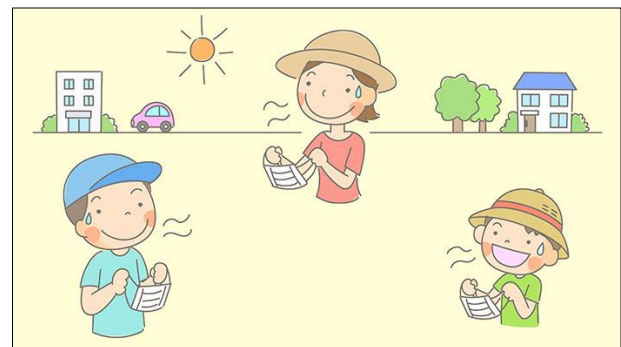
今夏も、これまでとは異なる生活環境下であることから、例年以上に熱中症に気をつけることが重要です。十分な感染対策を行いながら、熱中症予防対策をこれまで以上に心がける必要があります。

暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」と、マスク、換気などの「コロナ感染防止」を両立させましょう。

暑さを避けましょう



適宜マスクをはずしましょう



こまめに水分補給



日ごろから健康管理



熱中症の応急処置

- 1 エアコンが効いている室内や風通しのよい日陰など涼しい場所へ避難



- 2 衣服をゆるめ、体を冷やす（首の周り、脇の下、足の付け根など）



- 3 水分・塩分、経口補水液などを補給



自力で水が飲めない、応答がおかしいときは、ためらわずに救急車を呼びましょう！



関東甲信越ブロック大会・長野大会開催される

第59回関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会長野大会が「親なき後も、幸せに暮らすために今何をすべき？」をテーマに、6月25日(土)、長野県須坂市情報技術センターにおいて、新型コロナウイルス感染症拡大を考慮しハイブリッド形式で開催されました。

親は自分のことよりもまず子どものことを考えます。自分が子どもと一生をともに暮らすことができない現実を理解してはいるが、考えたくない、まだ考えなくても良いのではないか、日々過ごすことで精一杯で考える余裕がない、そのうちに考えればと先送りになっている方も多いのではないのでしょうか。

親なき後を考えるにも、その家族ごとに環境が違い答えはその環境により違ってきます。答えは一つではなく、こうだという画一的な答えが示せないのはそのためです。

子どもが一人で暮らせるのか、だれか面倒を見てくれる人はいるのか、子どものことを一番心配する親だからこそ、子ども本人の思いが尊重されしっかり伝わってほしいと考えます。

先の不安を少しでも減らすために「親なき後のために今できることは何か」を考える大会となりました。

北海道ブロック地域指導者育成セミナー 開催速報

本年度も公益財団法人 JKA 補助事業 地域指導者育成セミナーが、肢体不自由児者に対する合理的配慮に基づく「車いす等利用時のシーティングと支援機器等の活用について」をテーマに7月9日(土)～10日(日)の2日間にわたり、札幌市「かでる2.7」にて開催。

昨年11月に発行した療育ハンドブック第47集「シーティングで変わる障害児者の未来」を著した山崎泰広氏による講演に加え、車いすシーティングの体験を行いました。



地域指導者育成セミナー 開催日程

| ブロック | 開催県 | 会場 | 日程 |
|-----------|-----|--------------------------|------------------|
| 東北ブロック | 岩手 | いこいの村岩手 | 7月23日(土)～24日(日) |
| 中四国ブロック | 山口 | セントコア山口 | 8月27日(土)～28日(日) |
| 近畿ブロック | 奈良 | 奈良文化会館 | 10月15日(土) |
| 関東甲信越ブロック | 千葉 | 蘇我コミュニティセンター ハーモニープラザ | 10月22日(土)～23日(日) |
| 九州ブロック | 福岡 | 福岡市市民福祉プラザ | 11月19日(土)～20日(日) |
| 東海北陸ブロック | 愛知 | | 11月26日(土)～27日(日) |

車いすでSLの旅、実現！！

～宇都宮市父母の会

宇都宮市肢体不自由児者父母の会に所属する会員 10 人が、療育訓練旅行として東武鬼怒川線を走る SL「大樹（たいじゅ）」に乗車し、下今市駅から鬼怒川温泉駅まで約 40 分の旅を楽しみました。東武鉄道が大樹で車いすの乗客を複数人受け入れるのは初めて。父母の会と同社は事前の打ち合わせを何度も行い、安全な旅行のための準備を整えました。

父母の会は定期的に旅行を実施していますが、バス中心で鉄道を使うケースは少ない。SL 乗車を望む意見を受け、今回の旅行を企画。

車いす利用者 7 人を含む障害者 10 人と介助者の計 27 人が参加。大樹に乗って写真撮影や車窓からの景色を眺めたり、沿線住民に手を振ったりして楽しみました。

同社は鉄道産業文化遺産としての保存のため、大樹の車体を極力改造しないようにしており、そのため客車はバリアフリー化されておらず、車いすを 7 台受け入れるためのハードルが高かったという。

受け入れられる車いすの種類が制限されることや、車いすを置くスペースの料金などが必要となりましたが、同社日光・鬼怒川エリア営業推進部の内倉昌治部長は「実現できたのは、父母の会の理解と協力があつたから。SL に乗りたいという気持ちを尊重したかった」と話す。父母の会の山崎富子会長は「車いすでの旅行はハードルが高いが、団体で動くことで軽減できる」、市瀬俊子さんは「団体なら複数人で協力して介助できる」と話していた。

厚生労働省 人事異動（令和 4 年 6 月 28 日付）

6 月 28 日に厚生労働省が幹部等の人事異動を発表した。主な異動は下記の通り。

※敬称略

○厚生労働事務次官 大島 一博（元・政策統括官（総合政策担当））

<社会・援護局>

○障害保健福祉部長 辺見 聡

○障害児・発達障害者支援室長 栗原 正明

7・8月行事予定

| | | |
|---------------------|--------------------|---------|
| 7 月 23 日(土)～24 日(日) | 東北 BL 地域指導者育成セミナー | いこいの村岩手 |
| 8 月 1 日(月) | 第 69 回内閣府障害者政策委員会 | オンライン開催 |
| 12 日(金)～15 日(月) | 全肢連事務局夏季休暇 | |
| 26 日(金) | 全肢 P 連全国大会北海道大会 | オンライン開催 |
| 27 日(土)～28 日(日) | 中四国 BL 地域指導者育成セミナー | セントコア山口 |

第2回あ〜と展覧会 2022 作品募集

★ 第2回あ〜と展覧会の作品募集スタート ★

多くの人に自分の作品をみてもらう喜び、一つの作品を完成させることで味わう達成感

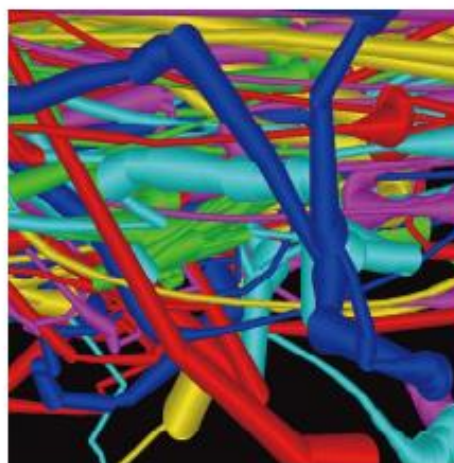
生き甲斐や楽しみを見つけるきっかけ作りとして昨年度より実施

全国から509点の作品が寄せられました

今年も皆さんからのたくさんのご応募を楽しみにしています

第2回

あ〜と展覧会 2022 作品募集



2021年度入賞作品

期間 2022年7月5日(火)～9月30日(金)

対象者 障害のある方(年齢、障害種別は問わない)

作品 絵画、書道、写真、イラスト、コンピュータアート、木工、縫製、染色